

第127回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年10月25日（火） 9:00～11:45

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、永瀬 伸子、野呂 順一

【臨時委員】

山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計
部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局
合理的根拠政策立案推進本部長、原子力規制委員会原子力規制庁政策立案参事官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経
済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計
局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

大西大臣総務政務官

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第120号「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正につい
て」
- （2）部会の審議状況について
- （3）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第127回統計委員会を開催
いたします。

本日は、若生総務審議官に御出席いただいております。また、大西英男総務大臣政務官におかれましては、後ほど途中から御出席いただけると聞いております。

本日は、国民経済計算体系的整備部会の部会報告があるため、議事に関係のある臨時委員として山澤臨時委員が出席しております。山澤臨時委員、御挨拶をお願いいたします。

○山澤臨時委員 山澤と申します。よろしく申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認させていただきます。

本日は、諮問が1件、部会報告が4件です。

まず、「諮問第120号『統計法施行規則の一部改正について』」が資料1-1、資料1-2及び資料1-3、「農業経営統計調査の変更について」が資料2、「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」が資料3、「国民生活基礎調査の変更について」が資料4、「国民経済計算体系的整備部会の審議状況について」が資料5、「各府省（統計関係）における平成30年7月豪雨等への対応状況について」が資料6、「障害者統計について」が資料7、「『国が実施する統計調査に関する提案』の状況について」が資料8-1と資料8-2です。

資料の確認は以上となります。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。

諮問第120号「統計法施行規則の一部改正について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から、続けて事務局から御説明をお願いいたします。

○津村総務省参事官 資料1-1を御覧いただきたいと思います。資料1-1のページ1とページ2を御覧ください。

本諮問につきましては、今年の6月1日に統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律が公布されまして、1年以内の施行ということで、その下位法令である政省令について、現在制定に向けて、手続を進めています。

政省令につきましては、今回の改正におきまして、統計委員会の機能の強化として、統計調査の目的以外に調査票を用いる条件に関するものなどにつきまして、統計委員会の意見を聴かなければならないとされております。このようなことから、今回、諮問いたしまして、統計制度部会で御審議いただき、その上で年明けぐらいにはこちらの政省令を公布したいと考えています。

めくっていただきまして、ページ3を御覧いただければと思います。具体的な諮問内容ですけれども、左の方、改正法第33条の2第1項関係として、調査票情報の提供の条件についてが1つの大きな塊です。2つ目の塊が、下にあります改正法第42条第1項第1号関係として、調査票情報の適正管理措置についての事項です。3つ目の事項としては、上にありますけれども、改正法第33条の2第1項関係で、調査票情報の提供手続です。

それから、必ず意見を聴かなければならない事項ではありませんけれども、こちらの二次的利用の関係で、公表事項や公表手続について、こちらの学問の自由との関係で委員の

皆様の意見を伺いたいのので、諮問の事項とは別ですけれども、併せて御意見をいただきたくお話しするものです。

続けて、資料の4ページですけれども、主な改正事項とその概要です。調査票情報の提供等の条件として、「相当の公益性を有する統計の作成等」が法律で規定されておりまして、具体的にその「相当の公益性を有する統計の作成等」とは何かについて省令で定めることとなっておりますので、こちらにつきまして御審議いただくものです。

二次的利用制度につきましては、御承知のとおり、個人又は法人の秘密が守られ、統計調査に応じた者の信頼を確保できると考えられる場合に限り、調査票情報の二次的利用を認めることが公益に資すると考えられ、これまでも調査票情報の提供、オーダーメイド集計、匿名データの提供の3種類の制度が設けられています。今回、統計法の改正に伴いまして、これらの条件について緩和することを国会で御審議いただく中でも説明させていただいておりますので、その具体的な中身を省令で定めようとしております。

こちらの法律の規定振りとして、「相当の公益性」が規定されておりますけれども、この「相当の」ということは、その前で規定されております、それぞれの提供の仕方に応じて生じるリスクが異なると考えられることから、それぞれ条件はそれに応じて異なると整理がされています。

めくっていただきまして、ページ5、主な改正事項とその概要、こちらで、特に調査票情報の提供に関しまして、どういった場合に提供できるかを従来からあります改正法第33条に第33条の2を加えておりますので、こちらを比較して図にしたものです。改正法第33条の下にありますのがこれまでも認めてきた事例でして、一番上が委託調査研究とか共同調査研究であるもの、2つ目が科学研究費によって補助する調査研究といったものがこれまでも認めていたものです。

今回、学術研究の発展に資するものをその他のものとして新たに認めようとしておりますけれども、こちらにつきましては、従来の認める条件として規定されていたものを拡充する形で省令に規定したいと考えております。このため、具体的にはどういったものであれば学術研究の発展に資すると言い得るのかをある程度ポジで規定して、実務において遺漏がないようにしたいと考えています。

そのような考え方から、従来認めていたものの拡張として、調査研究、委託調査研究、共同調査研究の拡充として、私立大学も含めた大学等からの委託調査研究、あるいは公益法人の公益事業として行う調査研究の委託調査研究あるいは共同調査研究についてポジで認め、更には大学に所属する教員等が行う調査研究についても認められるのではないかとの考え方でありまして。

また、科学研究費によって行う調査研究の拡充といたしまして、私立大学なども含めた大学等が行う公募の方法により補助する調査研究、あるいは公益事業として公募の方法により補助する調査研究と、そのようなものについてはポジで認められるのではないかとの考え方でありまして。

それ以外の民間シンクタンクなどにおきます学術研究の発展に資すると考えられるものについては、下から2番目のところのバスケットのところ個別具体的に考えていくこと

でありますけれども、これもそれぞれの判断の基準となるようなことにつきましては、できる限りガイドラインなどで明らかにしてまいりたいと考えております。

それから、学術研究の発展に資するもの以外でどういったものが認められるかにつきましては、従来、匿名データの提供、あるいはオーダーメイド集計を行う対象とされておりました、高等教育の用に供することを直接の目的とするものを考えています。

資料の6ページは、今言った、拡大する調査票情報の提供等について、そのようなことが記載されておまして、匿名データの提供とオーダーメイド集計につきましては、国会などで既に説明はしておりますけれども、営利目的であっても官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野につきましては、同様に認めたいと考えております。また、これまで高等教育についてのみ認めていた教育目的に関しましては、高等学校レベルについても認める方向で考えております。

めくっていただきまして、資料の7ページですけれども、調査票情報等、これまで二次的利用で使う場合に限らず、実際に統計調査を行った主体が持っている調査票情報につきましても、情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとの抽象的な規制が行われていたわけですけれども、今回、これまでの個人情報保護や情報セキュリティの整備状況などを踏まえまして、ある程度具体的に省令で定めたいと考えています。

めくっていただきまして、資料の8ページ、9ページが既に存在する、例えば、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則という省令レベルの法令ですけれども、こちらを参考にして記載しております改正規則案の概要です。措置の категорияとしては、組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置を設けまして、それぞれにつきまして、情報セキュリティの制度の状況なども踏まえまして改正規則案を作っています。それから、その他の管理措置として、業務委託に当たっての適正管理措置をどのようにするかも記載しています。

資料の10ページにつきましてもですが、これまで、この適正管理措置につきましては、統計調査を行う主体ごとにそれぞれ記載する必要もございまして、また、二次的利用を受ける主体ごとに記載する必要もあることから、若干、省令が複雑になっていることについて説明しているものです。

めくっていただきまして、資料の11ページ目ですけれども、調査票情報の提供等に関する手続につきましては、今回、手続として大きく加えたものとして、資料の12ページを御覧いただければと思いますけれども、提供者が統計調査を行った、正に統計調査票情報を持っている主体ですけれども、そこから提供を受ける者に対して、提供をした後、2回公表の手続が入ります。公表手続、目的としましては、その透明性を高めることと、実際にその成果を社会に対して還元する2つの目的がありまして、1つ目につきましては、必ず1か月以内にやらなければならない、2回目につきましては、原則3か月以内にやらなければならないと省令で定めています。その他、実際にどのような書類を提出しなければならないかにつきましても、現在、省令で定めているものです。

なお、公表制度に係る改正規則案につきましては、諮問対象ではなく、先ほども申し上げましたけれども、学問の自由とかの関係もありますので、参考までに併せて報告しています。

以上、私どもから統計法施行規則の一部改正についての概要を説明申し上げます。

○上田総務省統計委員会担当室次長 続きまして、事務局より、ただ今、諮問者から諮問のありました事項について、どのような視点・論点で審議するかにつきまして提案いたします。資料1-3を御覧ください。裏面ですけれども、審議に当たっての主な論点（案）と表題を付したページを御覧願います。

ただ今諮問者から3つの大きな改正点が示されました。1つ目として、調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」の改正、2つ目といたしまして調査票情報等の適正管理措置の改正案、それから、3つ目といたしまして、調査票情報の提供等に関する手続等につきましての規定について大枠で3つの改正があったと。それぞれに関しまして、論点を提案させていただきます。

まず、1つ目の調査票情報の提供等の条件に関するものですが、この改正法では、統計調査の目的以外の目的に調査票情報を利用・提供することができる場合として、調査票情報の提供等の条件の範囲を拡大しているところ、改正規則案の規定は、当該拡大を行った改正法の趣旨に照らして適切な範囲とすることが必要であり、これを担保するための論点でございます。

具体的に議論すべき点といたしまして、法第3条として下に枠組みで記載してありますが、理念規定からみて、改正規則案の拡大範囲は問題ないかでございます、これを担保するための論点といたしまして、3つお示しさせていただきます。

1つ目が、調査票情報等の具体的な利活用の範囲（相当の公益性を有する統計の作成等）として、適切なものか。それから、調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準（範囲）となっているか。そして、統計調査の対象者（国民、企業等）に係る情報の保護の観点からみて問題はないか。このような点を御審議いただきたいと考えております。

それから、続きまして、調査票情報等の適正管理措置ですが、これにつきましては、改正法では、調査票情報等の適正管理措置について、これまでガイドラインで示されたものを省令レベルに引き上げると提案されています。この改正規則案の規定は、公的統計作成の基本的枠組みの一環として、適切に機能する必要十分な適正管理措置とすることが必要だと考えてございまして、これを担保する論点といたしまして4つほど提案させていただいております。

1つ目が、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか。2つ目が、どの主体がどのような適正な管理措置を果たすべきか明確になっているか。3つ目が、他制度と比較して必要十分な措置となっているか。4つ目が、改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題は生じないか。このような点を御審議願います。

3番目の、調査票情報の提供等に関する手続等ですけれども、これにつきましては、統計調査の目的以外の目的で調査票情報を用いる場合の手続として、透明性の確保や社会への成果の還元の観点から適切なものとする必要があると考えていまして、御審議いただく論点として4点ほど提案させていただきます。

1つ目が、調査票情報の提供等の条件を確認する上で手続として必要十分か。2つ目といたしまして、提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か。3つ目が、手続等に係る改正規則案により、調査票情報の提供等の透明性が図られているか。最後に、他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか。

このような点を御審議いただきたいと提案いたします。

事務局からの説明は以上となります。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、統計制度部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等がありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今回の議論は、この後、統計制度部会でしっかり議論されるとのことなので、少し懸念している点だけ申し上げます。

大きな改正の方向は、恐らく利便性も向上しますし、大変ユーザーにとってはいいことなのだと思うのですが、私が一抹の不安を持っておりますのは、本当にこれからこれだけデータが流通したときに、不安がないだろうかということです。といいますのは、1つは、これの対象が、例えば、外国の研究機関が言ってきたらどうするかがあって、そうすると、こちらはこの基準に照らしたらどうなるかを具体例で考えた方がいいのではないかと思います。そのときに、日本国内ですと情報の管理はまだやれると思うのですが、海外に出ていきますと非常にコントロールが難しくなるので、この国内外の適用をどうするのかも議論の対象にさせていただく必要があります。

そして、更に言えば、具体的なイメージとして、こうやって規則上、文章で記載していると、1個1個チェックしてくるともっともらしくみえてくるのですが、実際に、例えばセンサスですとか、あるいは企業の秘密情報ですとか、そのようなものが含まれたものを提供されたときに、いろいろな秘密保護措置なり、あるいは情報管理の手続や措置をとるとしても、それでも破れた場合に大丈夫なのかを考えていく必要があるので、利用者にとっての利便性の向上とともに、その裏側にある秘密保護措置、そのようなものについてもきちんと守れるかどうかは、併せてチェックしながら議論をしていく必要があるかと思っておりますので、是非、その点、今後の議論でこの論点の後ろ側にあるものとして検討していただけたらと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それについて、特段の御意見があれば。意見というか、回答があればお願いします。

○津村総務省参事官 現在の考え方といたしましては、外国の研究機関に提供する場合は、適正管理措置を担保できないのではないかと考えております。匿名データについての

国際機関への提供制度は、現在もございますけれども、こちらを除いてとは考えていないのが現状です。

制度上明示的に示すかどうかにつきましては、現状では明示的に示していませんので、こちらについてもどうするか、今後御議論いただくことになるのかとは思っております。それから、その他の秘密保護に関しましては、正に御議論いただければと思っております。

○西村委員長 どうぞ。

○川崎委員 今のお話を聞いて、外国の方はそういう扱いをされるのを聞いて多少安心したところがあるのですが、それはここに明文化しなくても大丈夫なのですか。そこが気になったのですが。運用だけでやっていくと、外国から何か言われたときに對抗できなくなってしまわないかと心配するのですが、大丈夫ですか。

○津村総務省参事官 こちらも含めて御議論いただこうかと思っております。

○西村委員長 ほかに御意見はありますか。

実は、今の点、私も絡んで議論がありますので、非常に重要な点で、恐らくこれは部会で審議いただくことになると思いますが、できるだけ明確にするために、書き込むような形にしていった方がいいのではないかと思っております。ただし、それが同時に世界的な動きの中で整合性があるかとの問題とも絡みますので、多分、これの中でなかなか難しい対応を迫られるのではないかと思っております。

それから、基本、統計は1つの情報資産ですから、国の中にある非常に重要な情報資産をいかにその国が有効に利用するか。国というのは国民ですが、国民がいかに有効に利用するか。その場合の国民はネーションですから、この日本国民がどういう形で有効に利用するかと、そういう観点からのいろいろなものを作っていかなければいけない。同時にサイバーアタックとかいろいろな問題がありますし、そのような形で情報が漏えいする、情報は漏えいしたらもう既にそれで終わりとなりますから、この情報の漏えいの可能性そのものをできるだけ止めることが恐らく制度として担保されていかなければいけないのだと思います。しかし、同時に技術的な制約もありますから、そのようなものも含めて考えていかなければいけないのだと思っております。そういうことを含めて、本件は、統計制度部会で審議していただく形になります。

この総務省令の改正に関する諮問、統計委員会の機能強化の1つである政省令の制定又は改廃の立案の際の委員会に対する意見聴取の初めてのケースになります。その意味で、今言った問題点、それから、初めてのケースであることも考えながら、手探りの審議になるかと思いますが、特に利用促進と情報保護のこの両面から統計制度部会においてしっかりと審議していただくことをお願いしたいと思います。

利用促進と言いますと、できるだけ使いやすい形にしなければいけないのですが、使いやすいことは、同時に情報が漏えいしやすいこととの裏腹の関係にもありますから、そのようなものも含めて慎重な審議をしていただきたい。これがこれからのいろいろな日本の統計資産の利用の最も重要な、憲法と言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、そのような形になりますので、非常に慎重な審議をお願いしたいと思います。

それから、情報のこの成果に関してもなかなか難しい問題が幾つかありますので、そのようなものも含めて、どういう形で成果、さらには、中間の物も含めて、そのようなものについての取扱いについても審議をお願いしたいと思います。

北村部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、産業統計部会で審議をされている諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」に関する審議状況についての報告を予定しておりましたが、報告者である産業統計部会の河井部会長が所用のため10時半頃からの御出席となりますので、最後の議事にさせていただきますと思います。

このため、次の議事は、人口・社会統計部会で審議されている諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」に関する審議について、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。

それでは、人口・社会統計部会における「全国消費実態調査及び家計調査の変更」につきまして、審議状況を御報告いたします。

全国消費実態調査及び家計調査の部会審議は、3回の審議を予定しておりまして、1日予備日も設けております。第1回目の部会を10月15日に開催いたしましたので、その概要につきまして、資料3のとおり一覧表の形でまとめております。

なお、議事概要につきましては、現在作成中ですので、口頭で補足する部分が多くなりますことをあらかじめ御承知おきください。

今回の全国消費実態調査の諮問につきましては、資産項目や年間収入、そして単身世帯の精度向上を図る上で、報告者や実査機関の負担軽減にも対応するため、調査体系から報告者数、調査事項、調査方法及び集計事項まで、調査計画全般を見直す計画となっております。このように、今回の審議内容は多岐にわたり、その効果、影響もかなり総合的に関連いたします。このため、本部会では、個々の変更内容の適否を随時判断するスタイルではなくて、項目ごとに議論するのですけれども、部会での審議が一通り終わった段階で、また総合的に改めて検討して判断をする形で最終的に適否を整理したいと考えました。この点につきましては、資料3の冒頭、2つ目の丸ですけれども、記載しております。

では、(1)のア、調査項目の変更・調査体系の再編から簡潔に説明いたします。この項目では、審議の冒頭に本調査を取り巻く課題、具体的には世帯構成の変化、これは単身世帯の増加に代表されるわけですけれども、その変化に対応するための所得・家計資産等の精度向上の必要性や、報告者・調査員等の負担軽減、あるいは実査の現状等から見て、その解決が喫緊の課題であることについて調査実施者から説明を受け、会議全体としても合意をしたところです。これらについては、委員から特段の異論等もありませんでしたし、共通認識を得られたものと考えます。今後の審議を進める上でもこの基本的な合意については議論のベースとして、今後もしっかり議論を進めていきたいと考えております。

少し補足させていただきますと、今回の計画では、本調査を取り巻く諸課題を解決するために調査体系を再編することとしています。具体的には、まず従来の「甲調査」を家計

簿を含める「基本調査」と、家計簿を含めない「簡易調査」に分割・再編いたします。次に、従来の「乙調査」を「個人収支状況調査」に変更いたしまして、家計簿Cを使った家計簿調査を廃止いたします。さらに、本調査と同時期に実施する家計調査のデータを本調査にも活用するために、「家計調査世帯特別調査」を新設いたします。これは統合するための付加的な調査になります。このように、調査票の構成や種類、調査の方法などを再編・整理する計画となっています。

これらの再編計画につきまして、委員、専門委員の方からは、廃止を計画している耐久財等調査票から得られるデータは代替可能なのか。この耐久財に関する議論については、次回詳しく検討することになっていきますけれども、疑問は呈されたところです。

あと、全国消費実態調査、つまり消費に重きを置いた調査であるとの名称から、今回の変更内容、特に資産の適切な把握等、あるいは収入のより広い代表性もある精緻なデータの収集といった観点からは、この名称とかい離があるのではないか、検討の余地があるのではないかと意見が出されました。

また、家計簿調査の調査期間を、負担軽減の観点から3カ月から2カ月に短縮する案が提示されたわけですが、そこでの季節性、あるいは消費税増税が予定されている時期と全く重なる可能性も指摘されまして、集計結果にも影響が出るのが大いに考えられるのだけれども、それに当たってもう少し検討すべきではないかと御意見、あるいは御指摘がありました。

これらの意見等に関しましては調査実施者等から一通りの説明を受けましたけれども、2回目以降の部会におきまして、個々の変更事項の中でも再度詳細に審議した上で最終的に整理することにいたしました。

次に、イ、報告者数及び選定方法の見直しにつきましては、まず、報告者数を従来の約5万6,400世帯から、家計簿調査を含める「基本調査」で約4万世帯、そして、家計簿調査を含めない「簡易調査」で約4万4,000世帯、合計約8万4,000世帯に拡大することにしております。この調査数の拡大に向けまして、基本的な標本設計は維持しつつ、1調査単位区から単身世帯を2世帯、2人以上世帯を10世帯、それぞれ選定することが提案されております。これによって、資産項目あるいは年間収入、特に単身世帯の実態を反映させる精度の向上を図るための計画になっています。

これらの計画につきましては、御意見としまして、家計簿の記入期間を3カ月から2カ月に短縮することによって、実査あるいは結果精度への影響、過去の調査結果との継続性はどのように図るのかとの議論、意見、あるいは、調査単位区ごとの単身世帯と2人以上世帯の配分の変更によって、その結果でどのような精度に違いが出てくるのか、そして、1調査単位区から単身世帯を2世帯との形で提案がなされたわけですが、3世帯、あるいは2人以上世帯を9世帯選定するといった幾つかの方法もあるのではないかと意見もございました。

これにつきましても、関連する審議結果を踏まえた上で総合的に最終的に判断をしたいと結論付けましたけれども、調査実施者の方から次のような御説明がございました。

今回の期間短縮によりまして、調査員の訪問回数が約1割減、市町村や調査員の審査業務量は実質的には半減するとの詳細な試算結果も提示されまして、過去に戻りまして2カ月分の集計値を提供するなど、年間推計値の参考提供も検討していくとの回答がありました。また、標準誤差率につきましても、2人以上世帯では若干悪化するものの、単身世帯では向上するとの試算も提示された次第です。あと、1調査区当たりの単身世帯数の選定数なのですけれども、もちろん今の単身世帯の全体的な上昇から考えると、もう少し増やした方がよいのではないかとの意見はあるのですが、実質的に現在いらっしゃる調査員の方々の負担を考えますと、2世帯が最大公約数ではないか、かつ現実的な選択ではないかといった御説明がなされた次第であります。ここでよかったのは、試算の結果を御提示していただきまして、対応方針とかについても確認したことがよかったことかと思えます。

次に、ウ、調査事項の変更の（ア）基本調査及び簡易調査における調査事項の見直しにつきましても、まず、「基本調査」では、使用する家計簿について、報告者負担の軽減等を図るために、調査票様式、調査事項を簡易化、記入しやすくすることで簡素化する方向が提示されています。

次に、基本・簡易の両調査につきまして、使用する世帯票につきましても、報告者負担の軽減を図りつつ、社会経済状況の変化とか利用者ニーズに対応するために、例えば、就学状況、学歴変数を追加する一方で、氏名とか介護をしている状況を削除することによって、記入者負担の実質的な総体としての低下を図ることが述べられております。さらに、基本・簡易の両調査で使用する年収・貯蓄等の調査票につきましても、報告者の忌避感、もうこんなことは記入したくないことも配慮しつつ、OECDで、ここでは国際比較の観点、定義も積極的に取り入れながら検討しておりまして、その定義等も踏まえて、例えば、社会保障給付に関する項目をできるだけ国際比較に耐え得るような項目に変更することも提案されております。

これらの変更につきまして出ました意見としましては、1週間の就業時間について、どうしてユージュアル方式を採用したのか。あるいは、今回の学歴あるいは社会保障給付費の追加は、最近の高齢化の進展を踏まえると、社会保障政策に関わる立案のエビデンスの資料として極めて重要であると賛同する意見もいただいた次第であります。あと、自営業に関しては、収入をこれまで詳細に把握してこなかった理由はどういうことか、説明してほしいとの意見もございました。

これらについても関連する審議結果を踏まえた上で総合的な判断をするとしましてけれども、前回の会議につきましても、調査実施者、あるいはオブザーバーとして参加していただいております東京都、神奈川県からの御説明、あるいは御意見も積極的に伺った次第です。

1週間の就業時間については、ほかの調査項目との整合性とか、社会生活基本調査等の比較可能性を考慮したもので、是非お願いしたいと。あと、学歴等の忌避感の強い項目を追加する一方で、氏名とか勤務先の項目については削除を行ったので、全体的な負担抑制については、実施者としても配慮をしていることが述べられました。そして、自営業世帯の収入につきましても、月単位に捉えることが難しいものの、これからも集計上の工夫と

か利用上の留意点を十分に説明していきたいとの回答があった次第です。これを踏まえて、実査の実情等も確認いたしました。

以上のような、この調査事項の見直しの議論の中で、介護に関する調査事項については、今回は削除する提案になっているのですが、各種統計調査において把握されていることがありますので、それぞれの調査項目において、介護の現状についてどのような役割分担で調査が展開されているのかについては、統計委員会としても1つ整理をして情報共有する必要があるのではないかの意見が部会の中の委員からもあった次第です。

また、家計簿調査において、現物のうちのもらい物、あるいは自家産、農家産について廃止することにつきましての影響についても、もう一度改めて確認してほしいとの意見がありましたので、これについては改めて具体的なデータも含めて次回の部会で報告をしていただくことにしております。

1回目の部会の審議結果については以上ですけれども、ここで10月11日、12日の両日、統計局主催によって開催されましたエコノミスト向け説明会に私もオブザーバーとして参加させていただきましたので、少し簡単に紹介させていただきますけれども、この説明会には、8つのシンクタンク等に所属する14名のエコノミストの方々が参加されました。こちらとしても統計局所轄の基幹統計調査に対して、積極的に利用していただいている方々と積極的に意見交換をして、ニーズもできるだけ早くすくい上げるとともに、お互いの関係の良好、利用者との関係を良好にしたいとの目的であります。その中では、御意見も伺いましたし、よい会だったと個人的には感じた次第です。

○西村委員長 ただ今、大西英男総務大臣政務官がお見えになりました。大西総務大臣政務官におかれましては、初めて統計委員会に出席されますので、御挨拶をいただきたいと思います。

○大西総務省総務大臣政務官 皆様、おはようございます。すみません、せっかく御発言中に。

私は、この度、総務大臣政務官を拝命いたしました大西英男と申します。西村委員長をはじめ委員の皆様、幹事の皆様には、日頃からこの業務の進展のために献身的な御努力をいただいていると伺っているわけですので、心から皆様の御活動に敬意と感謝を表する次第です。

この統計の重要性は、かつては1800年代に、フランスの英雄ナポレオンがこの統計学を駆使してヨーロッパ全域を支配したという歴史的な事実もあるわけですし、私ども政治に携わる者、常に反省しておりますのは、せっかくこの統計によって今日の少子・高齢化社会を十数年前に予測をしていただきながらそれに十分対応できなかった。あるいは、今、総務省としても地方創生に力を入れているわけですが、地域間の偏在が国の大きな課題になっています。これもいち早く統計で示されていたわけですので、統計の重要さは、私どもも深く認識をしている次第です。

今、西村委員長のお話を伺いますと、ただ今の御報告は、新たな角度からまた国民の生活実態について詳細に調査しようとする試みに対する御報告と伺っておりまして、敬意を表します。

そして、これから不断の統計改革によって、的確な情勢や未来に対する指針をこれからも委員の皆様の御努力で打ち出していきたいと思えます。私どもも政治行政の分野で、西村委員長をはじめ皆様方の御努力がしっかりと国を動かす原動力に、基礎になるように努力を続けてまいりたいと思えます。

皆様方の一層の御健闘を心から御祈念を申し上げて私の御挨拶といたします。

会議途中に大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございます。

大西総務大臣政務官におかれましては、他の公務がありますので御退席なさいます。大西総務大臣政務官、本日は御出席いただき、どうも本当にありがとうございました。

○大西総務省総務大臣政務官 ありがとうございます。失礼します。

○西村委員長 それでは、続きを。

○白波瀬委員 もうこちらで大体終わりでございまして、報告は。次、10月29日の月曜日に開催する予定なので、3回目は11月12日です。

報告は以上です。失礼いたしました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告について、何か御質問等がありますか。

それでは、ただ今の御報告や諮問のときの説明にもありましたように、全国消費実態調査につきましては、これまでの調査計画を抜本的に見直すものであり、また多岐にわたる変更や、その効果・影響が相互に関連するものとなっています。このためには、通常と異なる形の審議と私は理解しております。つまり、調査票の構成や調査事項について、個々に適否の判断を積み重ねるのではなくて、変更の背景事情や実査の現状等に関する共通認識を得たいと。そして、丁寧に通りの審議を進めた上で、精度向上と報告者・実査機関の負担軽減の両立というトレードオフの関係にある課題解決に向けて、総合的な判断を行いたいの方針だと理解しております。この白波瀬部会長の審議方針を私は全面的に支持したいと思えます。

また、御報告にありました「様々な統計調査において把握されている介護に関する調査事項について、それぞれの統計調査でどのように役割分担をして把握すべきかの検討」につきましても、本委員会で取り上げて検討すべき重要な課題と考えております。これについては、直ちに検討の具体的な策は思い浮かびませんが、今後のミッションの1つとしてテイクノートしておきたいと思えます。

それでは、引き続きの御審議をよろしく願いいたします。

それでは、次は、また同じく人口・社会統計部会で審議されている諮問第118号「国民生活基礎調査の変更」に関する審議状況について、これも白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、またよろしく願いいたします。

続きまして、資料4に基づきまして、国民生活基礎調査の審議状況について御報告いたします。

本調査につきましては、諮問時に本委員会から、今回の変更計画では、郵送回収の導入以外に結果精度の向上に向けた具体的な方策が見当たらないことや、同時並行して部会で審議される全国消費実態調査における取組状況も踏まえつつ、本調査における更なる取組の余地について十分検討してほしい、議論してほしいとの要請がありました。

このため、10月12日に開催されました1回目の部会では、通常であれば、今回の変更事項から順に審議するところだったのですが、変更事項が限られていることや、前回答申では重く大変重要な課題が指摘されておりましたので、今回の変更は、その課題と関連していることもあり、前回答申における今後の課題への対応状況から部会審議を始めました。

前回の答申における課題は3点ありますけれども、1点目の本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組の審議の半ばで、時間切れとなってしまいました。また、繰り返しですが、部会として適否を判断し、合意を得るような状況ではありませんでしたので、丁寧に何度か審議して、総合的に判断したいのですが、本日は審議の際に出された意見を中心に御報告いたします。

まず、「(1) 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証」につきましては、過去から指摘されておりましたように、都市部の単身若年世帯の捕捉率が低いことが改めて確認されたということ、調査実施者である厚生労働省から報告を受け、それに対して審議を行いました。

その審議では、1つ目の丸にありますように、今回得た検証結果からどのように改善を図っていくのが重要であって、報告では、捕捉率については、結局余り違いはないとの結論が出たわけですが、どうしてそういう結果になったのか、議論・検討が十分ではなかったこともあり、調査員の調査方法とか、ちょうど国勢調査との同時実施ということがありましたので、それぞれ比較した形で、その背景について十分議論しないと今後の解決にはつながらないのではないかと議論がなされたわけです。

また、2つ目の丸ですが、若年層の回収率が低いことも再確認された結果になっていたわけですが、実質的には調査員が若い対象者になかなか会えない状況が報告もされて、それがゆえに回収率が低くなっているのであれば、もう少し積極的な、例えば、オンライン調査の導入をどういう形で積極的に議論するのも踏まえ、もう少し具体的な対応策とともに検討がなされた御報告があってもよかったのではないかと議論も出されました。

これらの指摘に対して、厚生労働省も、問題ではあるが、なかなか解決されないし、難しいとして、課題という共通認識はあるものの、この若年層の捕捉率が低いし、回収率も低いことについては、2020年の簡易調査年からポスティング配布、郵送回収の導入が提案されたわけですが、まず、その導入時期とポスティング配布、郵送回収で、ここで提示された若年層の低い回収率については、積極的な対応と言えるのかも議論がなされたわけです。委員の方からも、その御説明に対しては、なかなか了解したとの結論には至らず、さらに、新たな説明材料も含めて議論を深めることとしました。

2点目、「(2)本調査結果及び国勢調査結果の分布に係るかい離の縮小に向けた検討」につきましては、これも過去に検討した統計手法を基本的に用いまして、最近の直近のデータで、再度、試算された結果を御報告いただいたわけです。

ただ、ここで議論として出されていたのは、推計方法について何ら改善はないのかというそもそもの問いかけがあったわけですが、それについては、基本的に結論として出されたのは、推計方法は現状で妥当であるとの判断、調査結果の報告だったのです。けれども、ただ、新しいデータで過去、既存の推計方法をもって試算されても、それは検証されたことにはならないのではないかと強い意見が委員会からも部会からも出たわけです。

具体的には、審議の中では、右側なのですけれども、1つ目の丸のように、世帯構成別にみた世帯構成割合で基本的に試算していて、その結果を御報告いただいているのですけれども、世帯主の年齢階級別にみた構成割合についても試算される方がよいのではないかと。

あるいは、2つ目の丸で述べられているのは、本調査の精度向上が求められている大前提の中で検証していただきました推計方法のメリット・デメリットを明示的にお示しいただいて、その結果として、どの推計方法を採用するのかとの説明がなされるべきではなかったのか。そういう方法、あるいは検討がなされなければ、精度の改善は基本的に望めないのではないかと意見がありました。結局、再検討よりも、現在採用されている推計方法の妥当性について、もう少し納得できるような検討をしていただきたいということです。

3つ目の丸では、推計方法を用いる場合に、どのような推計方法を用いたとしても、全ての層に一律に拡大乗数を設定するのかなのですけれども、もし母子世帯の層が貧困率等で重要であるとの見解をお持ちであれば、見たい視点というか、見たい目標に沿って異なる拡大乗数を設定するといった工夫もあるべきではないのかとの意見も出ました。

5つ目の丸では、有業率は、所得との相関関係が強いので、国勢調査との結果のかい離の原因究明、どこがなぜかい離しているのかをもう少し詳細に検討すべきではないかと。ただ、単に所得だけを見ても、有業率等を考慮に入れてかい離の状況を検討することなどが必要ではないかと意見が出されました。

多くの意見もあり、やりとりもあったわけで、指摘のありました集計、推計結果や拡大乗数との考え方を改めて整理し、説明していただいて、更に議論を深めることとしました。

厳しい意見を中心に御報告したわけですが、もちろん実施者の側で努力を怠っていらっしゃるとか言うつもりは全くなくて、もちろん努力はされているわけですが、なかなかその努力が改善に向けて、ある程度リスクも取りつつ、将来に向けて重要な調査を展開していこうとのメッセージがなかなか伝わりにくいような報告であったのではないかと感じております。

現状や危機感を共有していただいて、十分な説明資料の提出を改めて求めまして、部会としても納得できる答申案の取りまとめに向けて、多少の時間は恐らくかかると現時点で申し上げたいと思うのですけれども、ただ、それはあくまでも本調査を改善していただいて、二次統計とはいえども、貧困率の結果等を独立させて本調査の審議で議論することは

難しいと部会としても考えておりますので、しっかりと議論を進めるべく、御協力いただきたいと思っております。

最後に、今後の予定ですけれども、2回目の部会は11月8日に開催することとしておりまして、1回目の多くの意見を受けて新しい資料を出していただくこととなりますけれども、繰り返しですが、若干、審議の進行が遅れたと思っておりますけれども、しっかり審議していきたいと思っております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御意見等がありますか。西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 御報告をどうもありがとうございます。

今回、国民生活基礎調査について御報告いただいたのですけれども、今、御報告を伺っていて感じたことは、今まで例えば調査データの集計という、古典的な標本調査論に基づいた集計を基本にしていて、出てきたものを出す、出てきたものを拡大推計して母集団の姿がこうなっているという、無回答などが発生しないことを条件に、モデルを特に使わずに集計が行われていたと思っております。

しかしながら、例えば、無回答の補正とか非標本誤差の調整となると、どうしてもそのモデルを用いざるを得なくなって、そのモデルの選択について、どこが責任を持つのかは、多分、統計委員会の中でも、これまで議論されてないように思います。

厚生労働省が国民生活基礎調査の非標本誤差の処理に当たってしゅん巡しているのは、恐らくモデルの選択、どのモデルを使うかによって結果が変わってくる、そういう状況にあるときに、そのモデルの選択まで、その調査実施者が責任を負い切れるのかについての迷いもあるような気がするのです。どれを選ぶのかについて明確な基準が必ずしもない。そのような中であって、どれを選んだかで結果が変わってしまう。そういう状況が、恐らく、なかなか結論が得られないこと背景にあるのではないかと思います。

もちろん何もしないのも一種のモデル選択をしていることになるので、それが良いとは言えないわけなのですけれども、かと言って、最終的に選ぶモデルをどう決めるべきなのかについて、果たして調査実施者だけに責任を持っていただくのが本当に正しい姿なのかは、前々から疑問に思っております。

例えば、そこに関しては、統計委員会で、こういう考え方でモデル選択をするのが良いのだと、一種のスタンダードのようなものを打ち出していただいて、それで調査実施者がそのスタンダードに従えば、ある程度、自分たちの責任は果たせたという格好にした方が、恐らくは、最終的な結論にたどり着きやすいのではないかと感じます。

一委員としての感想のような意見だと聞いていただければと思います。

○西村委員長 分かりました。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 貴重な御意見をありがとうございます。

ただ1つ、部会長として回答したいのですけれども、部会の中では、モデルというか、推計方法をどれにするのが正しいかを議論するというか、こちらを中心に当日も議論をされたわけではないと私は理解しております。説明の仕方として、何を行って来て、どのよ

うな材料でこの結果に至ったのかについて、全く同じ推計方法をもって新しいデータで持ってきた結論だけをもって、現状が正しいと結論付けるのは少しおかしいのではないかと。少なくとも研究会レベル、つまり、もしどのモデルを使うのが正しいかとの判断を実質的な審議の部会ではなくて、統計委員会で指針として出せと求められるとすると、部会での議論の位置付けはなかなか難しくなり、部会での議論は、最終的な答申を統計委員会に上げるに当たっての説明材料を積み上げていくプロセスでもありますので、そこでの説明の仕方としては、別途、例えば、専門委員としての研究会を立ち上げられて、この結果になったという説明の仕方に問題がある、そういう議論が中心だったと思っていました。厚生労働省で、幾つもある、もう最新情報ではいろいろな推計方法が日進月歩で出ているので、こちらを全て網羅して、それを説明として持ってこいと言ったつもりではなかったのですけれども、ただ、今の御提案というか議論は、なかなか難しいところで、もちろんそこまでも含めたところの説明責任を調査実施者だけに依拠させるべきかとの議論も、それは別途難しいかとは思っています。ただ、今までは、これまでの推計方法を持ってきて、これを基に、1つの政府統計としての数値を出してきた責任はあるわけなので、こちらを今後どう展開するかといったときに、変える責任を自分たちとしては持ち得ないという議論になってしまうのは、少し厳しいかなというのが、私の個人的な意見です。

以上です。

○西村委員長 どうですか。

○白波瀬委員 いや、別に部会の中で何か割れている訳ではないのですが。

○西郷委員 私は、この国民生活基礎調査だけについて意見をしたわけではなくて、例えば、国勢調査などでも、今、世帯補定システムというのが動いていますけれども、あれだって一種のモデルをニアレストネイバー・インピュテーションに近い形で、一種のモデル、大体似たような世帯は、大体、基礎的な条件が揃えば似たようなものであることを条件にしてインピュテーションが行われているわけですね。そういうふうにモデルが段々いろいろなところで使われるようになって、そのモデルの仕様について、どのような統計であっても、ある程度の合意を作っておいた方がよいのではないのかと漠然と申し上げておりますので、あとは西村委員長のおまとめに期待いたします。

○西村委員長 全てをさばかなければいけないのは大変ですが、ほかにありますか。

それでは、最初に、西郷委員と白波瀬委員の点についてですが、まず1点、そのインピュテーションをどういうするかは非常に大きな問題で、これはもちろんこれだけではなくていろいろなところに出てくる問題ですので、こちらについて正面から我々は考えていかなくてはならない。正面からといっても、これはケース・バイ・ケースで、それぞれの統計に合わせて考えていかなければいけないと思います。そのためには、そもそも今のやり方でどういうことが問題になっているのかが分からなければいけない、分かる必要があるので、それについての十分な情報が出てこないと分からない。十分なものが出てこずに、今のやり方で良いということを最終結論にしてしまうような説明の仕方は問題があるというのが部会の議論だったと思いますし、私もそう思います。

したがいまして、西郷委員がおっしゃっていることは非常に重要なことですが、逆に言えば、そのインピュテーションの問題をきちんと分かるための重要な情報提供が必ずしもなされてきていなかったのは、私としては非常に不満です。

もう一度簡単に言いますと、前回答申の課題を踏まえて検証を行ったことは事実ですが、簡単に言えば、その検証結果、これがモデルに対しての検証結果ですが、その検証結果の原因分析や、更なる改善に対しての方策の検討について踏み込みが足りないというか、十分でない。これは、別段、実査部局に、実査担当者に全部を押しつけている話ではありません。統計委員会としては、最終的に、そのような実査において何が問題であるかを把握して、ベストプラクティスは何かを調べていこうというのが基本的なスタンスになりますから、その点を考えて、必要な情報を出していただいて、その情報の中でどのようなものを考えていったら良いのかを部会レベルで考え、そして、場合によっては、統計委員会として別個のものを立てるなり何なりすることも考えざるを得ないということだと思います。要は、もう少し踏み込むべきだったのではないかと考えています。

特に、国勢調査と本調査の間にかい離が生じていることが再確認できたというのであるならば、そのかい離の縮小に向けた積極的な対応が前回答申の課題の検討と考えますし、前回と同様のかい離を再確認できることでやむを得ないと結論付けることについても、それだけでは疑問が残る形になります。つまり、かい離の原因をもう少し掘り下げて検討をする。そのためには、重要な情報を提供する。こちらを部会で審議できる形にすべきであろうと思います。そして推計方法についてどうやったら良いのか、インピュテーションが必要になるならば、インピュテーションをやらなければいけないし、インピュテーションはすべきではないとの結論がもしかしたら出るかもしれませんが、そういうときには、それもどうしてそうなのかの説明がないと透明性が確保できない形になります。

以上を含めまして、白波瀬部会長の審議の進め方は、私のこうした問題意識に合致したものですし、それから、西郷委員が提起された問題とも合致すると私は思います。したがって、白波瀬部会長にはこの形で十分な審議を尽くされるようお願いしたいと思います。

調査実施者は、今回の部会における意見を真摯に受けとめて、統計改革の理念に沿った形で、つまりこれは、何度も言いますが、実査担当者に全てを押しつけて責任を持たせることではなくて、統計委員会としてベストプラクティスは何なのかを考えながら、実査の難しさとも関係ありますから、そのようなものを含めて必要な措置を採ることが、今回の統計改革の基本的な理念です。そして、これだけではなくて、他のものにも同じ問題が生じれば、それに対処しなければいけない形になりますから、それを含めて統計改革の理念に沿った形で、国民生活基礎調査の更なる改善に向けて、調査実施者には是非前向きな対応を部会において提示していただくよう、私からも強くお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、「国民経済計算体系的整備部会の部会報告」についてですが、宮川部会長は、本日、御欠席のため、中村部会長代理からお願いいたします。

○中村委員 それでは、宮川部会長に代わりまして、私から報告いたします。

部会の開催が3日前ですので、まとめの資料はできておりません。この月曜日の部会の資料をそのまま資料5として提出しております。

第12回国民経済計算体系的整備部会におきましては、1、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値に関する試算結果を中心とした生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況、2、「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応、3、SUTタスクフォース会合における審議状況報告、4、QEタスクフォース会合における審議状況報告、5、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等の5つについて審議しました。以下、概要を説明します。

最初の、家計の可処分所得及び貯蓄の四半期速報ですが、具体的な推計方法と試算値の提示がありました。推計方法につきましては、資料5の8ページ、これは大きい方のページ番号でおめくりいただきたいと思いますが、8ページにありますように、基礎データを最大限活用し、こちらが難しい場合はトレンド推計等で延長推計するといった対応がとられております。

推計結果は9ページ以降になりますが、相応の精度が確保されていると見受けられます。このため、大枠として了といたしました。税を現金主義から発生主義に変換する工夫、個人企業経済調査が四半期から年次調査になることに対する対応、それから、推計精度に関します日本とイギリスの比較におけるベースの統一などの対応の必要性を指摘する意見が出されました。

税や基礎統計につきましては難しい問題をはらんでおり、対応には時間を要すると考えられますが、日本とイギリスの比較が11ページに載っております。数字としては日本の方が大分良いとのことでありすけれども、少しベースが違いますので、これに関しましては、次回の部会までに対応するよう内閣府に要望いたしました。

次に、雇用者報酬推計等の対応です。資料5の19ページを御覧ください。雇用者報酬推計では、毎月勤労統計調査による一人当たり平均賃金、これは現金給与総額になりますが、これを利用するなどして推計を行っておりますが、図で示しておりますとおり、この一人当たり平均賃金、現金給与総額のデータには、平成29年12月以前と30年1月以降の間に、大規模事業所から小規模事業所までのその労働者数の構成比、つまりベンチマークの更新とサンプルの入替えによる2つのギャップがあります。図表の青線から赤線へとジャンプする、そういうイメージであります。これを黒線のように調整を施し、調整後の一人当たり平均賃金を用いて推計を行うことが今回の推計方法見直しの骨子であります。

具体的には、ベンチマーク更新のギャップに関しましては、本年1月の新旧の産業別・事業所規模別の労働者数の比率に関する情報を利用して、各時点における労働者数の構成比を推計する方法を採用しております。これにより、各時点において最も実態に近いと考えられる労働者数の構成比を反映した一人当たり平均賃金が推計されることとなります。

次に、サンプル入替えのギャップに関しましては20ページにあります。サンプル入替えの要因の寄与を、リンク係数によって接続することにより段差が生じないようにすることとなりました。内閣府では、本年11月14日に公表される平成30年7-9月期の第1次QE

からこのような形で基礎データである毎月勤労統計調査の賃金額を調整し、平成21年以降の雇用者報酬の計数を遡及改定する方針であります。

遡及改定の影響に関しては21ページのとおり、本年以降は、対前年比で見ますと0.4ポイントから0.7ポイント程度の方修正が見込まれます。平成29年12月と平成30年1月との間のギャップの調整方法に係る今回の内閣府の方針に対しては、大枠として了といたしましたが、他方、平成31年1月以降のサンプル入れ替えの調整方法に関して2つの重要な指摘があり、検討課題として残されました。

そのうちの1つは、1月時点の新旧サンプルの比率を用いてリンク接続するやり方は、振れの大きい単月の標本誤差を恒久的に取り込むことになり、かえって推計結果の振れを増やすリスクがあるのではないかとあります。共通事業所、継続サンプルのデータを活用して接続した方が標本誤差を取り込むリスクが小さくなるのではないかとあります。

もう1つは、調査事業所の脱落に伴い、調査終了時点では相対的に体力の勝る事業所が多くなり、賃金の水準がやや高めとなっていると考えられます。このため、この水準に新サンプルの結果をそのまま継続すると、全体の賃金の実勢よりも押し上げられるのではないかとあります。

いずれも重要な論点でありますので、内閣府に対しまして、1年程度のデータの蓄積を待って、サンプル入替えの調整方法としてどのような手法が望ましいのか、幅広い観点から再度検証の上、改めて部会に報告するよう求めました。その際には、丁寧な審議が可能となりますよう、十分な時間的余裕を持って報告するよう、併せて要望いたしました。

このほか、雇用者報酬に関しましては、関根委員から7月の部会で御指摘があった点について改めて図表を用いた御説明がありました。13ページに戻りますが、ここでは、最近の雇用者報酬の伸びが高過ぎるのではないかと、次の14ページでは、平成27年以降の労働分配率の推移がSNAベースと法人季報ベースで異なっていると指摘しています。世界的には、先進国における労働分配率は低下傾向にあり、日本のSNAの動きはそうした動きとは異なっているように見えます。部会では、時間の制約から内閣府も回答を用意することができませんでしたが、次回の部会までに内閣府に何らかの回答を準備してもらうことといたしました。

3番目は、SUTタスクフォースの審議状況であります。タスクフォースでは、内閣府からの基準年SUTに関する具体的な要望の提示、SUT産業連関表の基本構成の大枠に係る検討状況の中間報告、工業統計調査の実施状況に関する報告、建設・不動産・医療・介護・教育分野等の統計整備に係る検討状況の4つの審議がありました。

具体的には、22ページから25ページを御覧いただきたいのですが、いずれも技術的な内容でありますので、時間の制約もありますことから、内容の紹介は割愛させていただきます。

内閣府から、公表レベルの部門数を現行産業連関表に比べて削減するとの関係府省の意見や、総務省や内閣府の分析から、中間年SUTの部門数を、生産物、産業、それぞれ200部門程度とすることが適切との意見があったことを踏まえまして、部会長は、今回の統計改革の目玉であるSUT体系の導入がGDP全体の精度を高めることを目的として始

められたことを忘れてはいけなと強調されました。大きな部門数を設定することが投入調査をはじめとする統計調査に大きな負荷を与え、計数を報告する企業サイドに過度な負担をもたらしたり、かえって計数の精度低下を招いたりしないように、部門数の大きさを必要な範囲内に抑制していくことが大切であります。

実際には、バランスをとるのが非常に難しい課題ではあります、具体的な設計の着地点を見極めなければならない時期に差し掛かっているのも事実であります。部会といたしましては、そうした認識を共有した上で、タスクフォースでは、引き続き精力的な検討をお願いしたいと取りまとめております。

4番目は、QEタスクフォースの審議状況であります。タスクフォースでは、QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応、関根委員からの新たなデータ提供に対する新規の要望の2つが審議されました。

具体的には、QEの推計精度の向上に関しては、26ページから29ページを御覧いただきたいと思ひます。これもそれぞれ技術的な内容でありますので、内容の紹介を省略いたしますが、結論といたしましては、精度向上が見込まれる推計品目の分割・詳細化、共通推計品目の拡充に関しては、平成30年7月期の2次QEより実装する方針とのことあります。これらに関しましては、部会として了といたしました。

一方、在庫統計の精度向上は難しく、内閣府では引き続き推計方法全般を検討する方針とのことであり、部会としてこの方針を支持いたしました。

なお、ここでは、国内家計最終消費支出における統合比率、供給側、需要側の統合比率の再推計であります、これが宿題となっております。30ページを御覧いただきたいと思ひます。

これは、QEタスクフォースの山澤座長が取りまとめた、前回タスクフォースにおいて積み残しとなった論点であります。内閣府からは、昨年と同様の手法を適用するとの説明がありましたが、統合比率の推計結果は提示されませんでした。

委員からは、実装に先立ち、タスクフォースにおいて改めて審議すべきとの意見が多く出たことから、11月21日に第3回QEタスクフォースを追加開催し、再度審議することとなりました。内閣府には、その際、推計結果だけではなく、有意水準などの統計量なども併せて提供するように要望しております。

続いて、関根委員からのQEデータ提供の新規要望に関してであります。関根委員の要望に対しては、内閣府は、本年3月の本部会における取りまとめでは、要望されたデータは全て提供済みであり、関根委員からの今回の要望は全て新規のものであり、3月時点では予見できなかったところであると。また、国民経済計算の推計に当たっては、民間機関等からその目的を限定したデータの提供を受けており、他の用途での提供は難しい。このようなことから、一部を除き対応困難との発言がございました。

これに対して、部会では、関根委員から、現在提供されているデータだけでは、ユーザーがそのニーズに合った統合比率を推計することは困難である。内閣府は、実質的にゼロ回答をしているのではないかとの指摘がありました。他の委員からも、内閣府の人的資源の制約が厳しいようであれば、ユーザー自身が需要側、供給側、共通推計項目の各推計

値を再現できるような基礎データを公表することや、日本銀行などの機関に提供することは考えられないかとか、精度が多少落ちるとしても、より簡便な代替的な手法により作成した推計値の作成、公表、あるいは、毎月勤労統計と雇用者報酬の見直しに関しては、厚生労働省と内閣府との間での内部データの提供により事態が大きく前進したこともあり、同様に内部データの提供により何かできることはないかを検討してほしいといった前向きな取組を求める声がありました。

これを踏まえまして、部会では、関根委員の要望1、2に掲げられたデータ提供要望の内容は、3月の本部会における取りまとめ事項の範囲内であると確認いたしました。すなわち、内閣府と部会との間には認識のそごがあると整理したわけであり、したがって、内閣府に対しまして、今回関根委員から要望があったデータに対して、内閣府が既に作成しているデータであるかいかんを問わず、できる限り満額の回答を求めたいと取りまとめました。その際、要望データの提供が難しい場合には、なぜ提供が難しいのかの理由、あるいは代替的な作成方法について具体的な説明をお願いしました。併せて、内閣府には速やかな対応を取るよう強く要望いたしました。

具体的には、次回11月21日のQEタスクフォース会合において、データ提供の範囲や時期をしっかりと確定できるように、すなわち、単にその提供の案を会合に提出するだけでなく、会合において委員の了解が得られるように内閣府が準備すること、会合に先立って、座長、関心のある委員、事務局に対して具体的なデータ提供の範囲及び時期を明示するように要請いたしました。

なお、部会では、部会長から、もし内閣府からのデータ提供が関根委員の要望1を十分に満たすものでない場合には、3月の本部会における合意の前提条件が満たされなくなることから、統合比率の議論を白紙に戻して、根本からQEの精度向上について再度議論する必要があるものではないかとの意見があり、他の委員からも再度議論する、そのような事態に至らないで済むよう、内閣府はしっかりと取り組んでほしいといった発言がありました。

部会といたしましては、直ちに3月の合意を見直すことを想定しているわけではありませんけれども、そうした事態も視野に入れざるを得ないほど今回のデータ提供は重要な問題というのが部会の共通認識であります。こうした部会からの要望に対しまして、内閣府からは、知恵を絞って検討していきたいとの回答がございました。

最後は、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等です。これは、SNAの第1次年次推計から第2次年次推計への改定幅を縮小するための方策を検討するものです。今回、内閣府から暫定的な検証結果として、改定幅が大きい品目一覧が提示されました。これを受けまして、経済産業省と統計委員会担当室からその要因について中間報告がありました。資料5の34ページが内閣府、35ページからが経済産業省、39ページからが統計委員会担当室の分析となっております。

経済産業省は、生産動態統計と工業統計の不一致について、非常に興味深い指摘を行っております。定性的ではありますが、要因を4つに整理しております。これは35ページです。今後は、それぞれの品目ごとに4つの要因の企業を定量化し、第1次年次推計と第2

次年次推計との改定差を縮小する具体的な手だてを早急に講じる必要があります。例えば、36ページでは、エアコンを例に、生産動態統計と工業統計との品目分類の考え方の違いを指摘しています。これによるかい離がデータ組替えやコンバーターなど、内閣府の推計上の工夫で対応できるのか、それとも推計の工夫では対応が難しく、補足できない部分をカバーするため、生産動態統計の品目定義を変更する、あるいは、新たな品目を生産動態統計に追加して調査する必要があるのか、これらを早急に明らかにする必要があります。

統計委員会担当室の分析も同様であり、食料品の各品目につきまして、業界統計の活用を含めた推計方法の工夫で対応できるのか、それとも新たな統計調査が必要なのか、できる限り早く目処を付ける必要があります。

こうしたことから、内閣府、経済産業省、統計委員会担当室に対して、引き続き検討を進め、次回の部会において具体的な結果を報告するよう指示いたしました。こうした検討には、内閣府、経済産業省、総務省以外の関係府省の協力も不可欠になります。部会長からは、関係府省におかれては、前向きな御協力をお願いしたいとのことであります。

報告は以上であります。

○西村委員長 ありがとうございます。

盛りだくさんの内容でしたが、ただ今の報告について、何か御質問や御意見等はありませんか。関根委員、どうぞ。

○関根委員 ありがとうございます。

私からは、今、中村部会長代理から御説明のありましたQEタスクフォース会合における審議状況報告の4番目の項目、私からのデータ提供の要望について、一言だけ申し上げたいと思います。

御紹介いただきましたように、今のままでは、景気判断を重視するユーザーのニーズに合った統合比率の計算ができるようなデータ提供はなされない。すなわち、私の要望に対してゼロ回答となってしまいます。内閣府におかれては、3月のSNA部会における合意の趣旨を酌んでデータを提供いただくことを重ねてお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 御報告をありがとうございました。

私、今週の月曜日の国民経済計算体系的整備部会を欠席しましたので、一言補足的に発言させていただきます。

まず、全体的な流れとしまして、新たな推計結果を作成、公表していく努力、これは大変重要なことですので、この内閣府の取組に対して心から敬意を表し、また、この御努力を更に続けていただきたいと思います。

その上で申し上げますが、先ほど関根委員がおっしゃったことと重なるのですが、統合推計の比率のための基礎データ、このようなところは、今後のオープンな議論を進めていくために不可欠な情報であると思います。このような推計については、まだまだいろいろな改善の余地や、またいろいろな議論が出てくる余地がありますので、是非ここは基礎

データを提供していただきたいと思います。このようなものが今後のQ Eの推計の改善に必ず役立つものですので、このようなものがないと透明性のある議論ができないと思います。そのようなことで、いろいろ困難な状況があることを述べておられているのを理解はしておりますけれども、それでも更なる改善のために、是非ここは提供するようお願いしたいと思います。

そういう意味で、今回の部会長の取りまとめといったこの部分について、私は全面的に支持させていただきたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見等がありますか。どうぞ、内閣府から。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。

私から、部会におきまして、ない知恵を絞って検討していきたいとお答え申し上げまして、データ提供の今後の課題について少し説明できればと思っています。

先ほど中村部会長代理から御報告がありましたとおり、今年3月のSNA部会における部会長取りまとめで具体的に要望されたデータについては全て提供済みです。今回の関根委員からの御要望は全て新規のものでありまして、3月時点では予見できなかったものがあります。また、国民経済計算の推計に当たっては、民間機関等からその目的を限定してデータの提供を受けておりますので、他の用途での提供はできかねるとの事情もあります。この旨、私から部会で申し上げました。さらに、統計の公表前にその策定過程で使用いたしますデータを提供してもらいたいとの御要望もございました。このようなことから、関根委員からの新規の御要望につきましては、そのままで形では一部を除き対応が難しいのが実情です。

他方、本件については、先ほど御報告にもございましたけれども、宮川部会長御自身から強い御要望もありましたので、既存データでの対応など、代替的な情報提供について工夫することとしております。取り急ぎ11月21日のQ Eタスクフォースに向けてしっかり努力してまいりたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○西村委員長 ほかに御意見等がありますか。

それでは、この盛りだくさんの内容については大変重要な課題ですので、引き続き精力的な検討と進捗状況に関する適宜な報告をよろしくお願ひしたいと思います。また、関根委員からの御発言に関しては、私自身も強い関心を持っておりますので、後ほど改めて申し上げたいと思います。

それでは、1つずつ取りまとめたいと思います。

特に、「生産面及び分配面の四半期別GDP速報等」に関しましては、年度内にも公表開始あるいは結論が出るということですですので、こちらを見据えて作業を着実に進めるようお願いしたいと思います。これはエコノミストなどの関心も非常に高い事案ですので、後手に回ることなく、特に事前の情報提供を含めて前広に、かつ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、雇用者報酬ですが、内閣府からは、雇用者報酬の推計方法の見直しの御報告がありました。厚生労働省からの定期報告を受けてから短期間に踏み込んだ見直しまでこぎつけたことは、非常に高く評価したいと思います。その上でですが、サンプル入替えの調整方法については、1年程度のデータ蓄積を待っての再検討という非常に重要な課題が出されております。雇用者報酬の水準そのものに影響を及ぼす議論ですので、しっかりとした部会での審議をお願いしたいと思います。

今回の見直しについて、雇用者報酬の伸び率も改定されます。実態を正確に捉えるための改定ですが、雇用者報酬は非常に注目を集めているデータですし、同時に今回の改定はかなり技術的な見直しであります。同時に、その見直しの限界も、幾つかの御指摘があったようにありますので、このために、一般の利用者に正しいメッセージが伝わるよう、分かりやすく的確な御説明をお願いしたいと思います。

次に、タスクフォースの関係ですが、Q Eの包括的見直しに対しては、内閣府が短期間で非常に精力的に検討していただき、家計消費における共通推計項目の拡充をはじめ、Q E精度向上に関して相当の成果が出ている点はとりわけ高く評価したいと思います。今後も民間企業設備の見直しの検討を含め、更なる検討をお願いしたいと思います。

さらに、Q Eについては、来月にタスクフォースを開催されるとのことですが、統合比率や関連データの提供に関しては、昨年来議論を重ねてきた経緯もあります。特に関根委員からのデータ提供要望は、本年3月のSNA部会取りまとめの範囲と確認されたものですが、取りまとめの内容は委員会としても了承したものです。

この点については明確にしておきます。これは、少なくとも統計委員会としては、3月の取りまとめの範囲内であることを部会長が認定し、統計委員会の委員長がこちらを認めた形になります。したがって、今回のデータ提供要望は、委員会として行っているものとなりますし、内閣府はその内容を了解していたものと理解しています。これは非常に重要な点です。これはガバナンス上の問題ですから、統計委員会は統計の司令塔としての役割がありますから、こちらに対して、何らかの意味でもし反対されるのであるならば、統計改革に対する重大な意見の相違になりますから、統計改革推進会議に正確に機関として意見を出していただきたい。そうでなければ、統計委員会としては、統計改革を遂行するマンドートを受けていますから、そのマンドートを実行できません。これに対しては明確にしておきます。

したがって、今回のデータ提供要望は、新たなデータ提供要望ではありません。3月の合意に沿った要望ですので、こちらの対処には、適正な態度をとっていただきたい。こちらに対しての内容を了解していたものと理解しておりますので、お願いします。

もう一度繰り返しますと、3月のSNA部会での合意に基づいて、内閣府は、現行の会計的整合性を保つ推計をQ Eとすると同時に、景気指標に関心のあるユーザーが精度の高い景気指標を作ることができるように、可能な限りデータを提供する責務を負いました。すなわち、内閣府は、今回委員から要望があったデータに対して、できる限り満額の回答をすることが求められています。それにもかかわらず委員から「内閣府は実質的にゼロ回答」との指摘がなされている現状は、大いに不安を感じざるを得ません。

統計の司令塔である統計委員会の決定に沿って、統計作成府省が一丸となって統計改革に取り組み、決定が履行されていく姿が新しく改正された統計法の下での公的統計のガバナンス、統計改革のあるべき姿です。QEのデータ提供についても、統計改革の実効性に万一でも疑念が生じないように、内閣府は自ら責務をきちんと果たすよう、改めて強く要望します。

不十分な対応の結果、3月合意に疑念が生じ、統合比率を巡るこれまでの議論をやり直すといった不毛な事態を招かないよう、次回のQEタスクフォース会合において、委員の理解がしっかり得られる回答案、すなわちデータ提供の範囲とその期限を明示した具体的な回答案を準備してください。いたずらに時間をかけることなく、次回の委員会においてタスクフォースから最終的な結論が出るようお願いしたいと思います。この点は非常に重要な点です。

基本的には、統計委員会は司令塔として統計改革全体に対して責任を負っています。それに対して、統計委員会の要望は、逆に言えば統計改革推進会議で出された決定に対してのマンデートに沿ったものです。当然ながら守っていただかないと困ります。

このほか、「国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」に関してです。これは、内閣府を含む関係府省の全てに係る点であります。着実に検討が進んでいるとのことですが、部会に提出された資料を見る限りにおいて、まだ定性的な論点整理にとどまっているように思います。第1次年次推計から第2次年次推計への改定幅の縮小に向けた取組をしっかりと進めるには、より定量的な分析を進めて、既存統計の活用と内閣府による推計方法の工夫で対応する品目と、基礎統計作成府省による統計調査の拡充によって対応する品目をできるだけ早く仕分けし、各々具体的な対応策を詰めていく必要があります。そのためには、内閣府、総務省、経済産業省は元より、その他の関係府省も加わったしっかりとした体制で検討を進める必要があります。各府省が自府省の利害にとらわれることなく、政府全体としてどのような統計が望ましいかとの視点に立って、それぞれ自らの課題として主体的に取り組むことが必要ですので、よろしくお願いたします。統計委員会としても、各府省の取組を適切にコーディネートしていくつもりであります。

長くなりましたので、本部会の関係では最後といたしますが、1つ質問があります。中村部会長代理が座長を務めているSUTタスクフォースにおける審議も着実に方向性が見えてきたものと受け取りました。そうした議論の中で、基準年SUTに関しては、どの程度イメージが固まってきたのでしょうか。こちらをお聞きしたいと思います。例えば、生産物・産業の部門数について、具体的な大きさに対する議論はあったのでしょうか。

○中村委員 まだ正式に固まったものではありませんけれども、部門分類の数に関しましては、「公表レベルの部門数を現行の産業連関表に比べて削減するとの関係府省の意見を踏まえ、また、総務省及び内閣府が実施した分析結果を考慮しますと、生産物・産業、それぞれ200部門程度とすることが適切ではないか」といった意見が内閣府からは出されています。これは公表レベルのことでありまして、作業レベルでは別の観点も必要になるのかと思っています。

○西村委員長 ありがとうございます。

SUT体系の移行に際しては、計数を報告する企業サイドの報告者負担を適切な範囲にとどめて幅広い御協力を得る、正確な内容の情報提供を得ることが統計精度向上の観点からは重要なポイントかと思えます。その点について、特に野呂委員から御意見をいただければと思います。野呂委員、いかがでしょうか。

○野呂委員 企業の報告者負担について御配慮いただきありがとうございます。

もちろん産業界としましても統計精度の向上には協力したい意向が強くありますけれども、一方で、報告者の負担につきましては、十分に配慮いただきたいのがお願いです。

SUTタスクフォースの議論の中身の詳細は知りませんので一般論にはなりますけれども、こうした産業分類の詳細化・精緻化につきましては、強い関心を持っております。例えば、5年に1回行われます投入調査では、現在、日本経済団体連合会においても、最も負担の重い、言い方は悪いですけれども、余り評判のよくない調査の1つとして、一部からは、各事業所が回答できるような内容ではないとか、あるいは、回答者の現状が調査設計に反映されていないとの声もあります。とりわけ、各企業が内部管理会計や原価計算で使っていない区分とか項目につきましては、非常に回答が困難でありまして、そのためかどうかわかりませんが、実際にこの投入調査の回答率も余り高くないようなことをよく聞いております。こうした回答負担や回答可能性を考慮しないと、かえってその統計精度が低下するのではなかろうかと心配もしております。

それから、少し出過ぎた意見ですけれども、統計改革推進会議の最終取りまとめでも、官民負担の2割削減という目標がありまして、そうした目標達成にも影響があるのではないかと懸念されます。こうしたSUTの部門をどこまで精緻化・詳細化するかにつきましては、報告者の回答負担や回答可能性を考慮した企業実態に即したものに是非していただきたいとお願いしたいと思えます。

○西村委員長 ありがとうございます。

国民経済計算、産業連関表の両にらみになりますので、様々な考え方があると思えます。御関心のある分野、御専門などによって意見が異なることは当然であります。しかしながら、部門数の設定というのは、必要となる基礎統計のきめの細かさを左右いたします。ただ今野呂委員から御指摘がございましたように、データを御報告していただく企業の負担など、実査上の制約、過度に細かいデータの御報告を企業に求めるとデータの精度がかえって低下する、今、野呂委員から御説明いただいたような点ですが、これにも十分な配慮が必要だと思えます。今般の統計改革は、国民経済計算の精度改善を報告者負担の軽減を図りつつ達成するマニフェストを全ての統計作成当局に付与したことを忘れてはなりません。こうした総合的な観点からの国民経済計算の精度向上が強く要請されているとの原点を忘れることなく部会ではしっかりと議論を整理していただくようお願いいたします。

中村委員、よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、「各府省（統計関係）における平成30年7月豪雨等への対応状況」の報告です。

具体的には、平成30年1月の本委員会答申を踏まえて実施されている、平成30年の住宅・土地統計調査につきまして、去る9月に発生しました北海道胆振東部地震や、7月の豪雨災害等の影響から、調査計画の一部を変更したとのことです。

本日は、この変更内容に加えて、他の統計調査における現状につきまして、総務省政策統括官室に御報告をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、総務省から資料6に基づきまして説明させていただきます。

資料冒頭に記述しておりますように、本年7月以降、7月の西日本を中心とした豪雨、そして9月の北海道胆振東部地震、さらに、地震前後の台風21号、24号と、多数の方に人的・物的な被害を及ぼす大規模な自然災害が相次いで発生しております。これらの災害により、特に被害の大きかった地域では、地方公共団体等のリソースを被災者の方への支援、復旧・復興に向けた業務に優先的に投入する必要があることや、被災された方への配慮等も必要になることから、統計調査への実施においても影響が生じているところです。

このような状況の中、2つ目の丸のとおり、約370万住戸を対象に実施されています住宅・土地統計調査につきましては、9月15日から10月23日を実施期間として、地方公共団体経由の調査員調査を主体としていることもありまして、本年1月に本委員会の答申を得て、その答申を踏まえて承認を受けた調査計画どおりに調査を実施することが困難となったことから、今般、調査計画の変更承認申請がなされたところです。具体的な変更内容は、表に整理しておりますように3点あります。

まず1点目は、北海道胆振東部地震により大きな被害を受けた北海道の2町を調査対象範囲から除外するものです。実施期間の延長等の方策を検討したものの、被災地等の状況から除外やむなしとの結論となったものです。

2点目も、同じく北海道胆振東部地震や7月豪雨により大きな被害を受けた4道県24市町村につきまして、調査の期間を本年12月24日まで延長するもので、結果利用に支障が生じない範囲で、被災市町村の状況も踏まえての変更となっております。

最後、3点目につきましては、スマートフォンやパソコンによるオンライン調査のID、それにオンライン報告を行うためのパスワード等を配布した後、一定の期間を確保した上で紙の調査票を配布する「二段階配布方式」が今回この調査で導入されていますが、今般の限られた期間内にこの方法で実施することが困難となったことから、IDと紙調査票を同時に配布する「同時配布方式」にて実施するものです。

これらの変更につきましては、各省で取りまとめました「大規模災害等が発生した場合に関する対応指針」とか、過去の大規模災害発生時に示されております、本委員会の委員長談話等を踏まえまして、調査実施者で地方公共団体等と丁寧に連携・調整した上で変更するものです。調査計画全体に及ぼす影響もないわけではありませんが、限られたものと考えられることから、去る10月22日付で承認を行っています。

なお、変更後の計画に基づく調査結果の提供に当たりましては、これまでの本委員会における御指摘等も踏まえまして、十分な情報提供を行うよう要請したところです。

また、おめくりいただきまして2ページから4ページにかけましては、関係府省の御協力も得まして、住宅・土地統計調査以外の調査における対応状況を整理しているところです。ここに掲げました22の統計調査におきましても、被災地の実情等も踏まえつつ、住宅・土地統計調査と同様に、調査対象範囲の除外とか、報告期間の延長といった必要最小限の範囲内での変更を実施又は予定しているところです。

なお、本報告には、必ずしも督促を控えるなどの調査計画自体の変更を伴わないような対応につきましても掲示しています。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問等がありますか。どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 ありがとうございます。

2番目の、住宅・土地統計調査以外のものに関してなのですが、この表に出ているもの以外は、特に対応はしていないとの理解でよろしいですか。例えば、私が思ったのは、農林水産省の作物統計調査等でも対応が必要なケースがあるのかということを感じたのですが、そのようなことについて教えていただければと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 これにつきましては、あくまでも限られた時間内で現状を取りまとめたものですので、今後、これ以外の調査につきましても、必要に応じて変更せざるを得ない事態も生じてくるところかと思えます。また、その点につきまして御要望等があれば、改めまして一定の期間経過後、状況を報告させていただくこともあろうかと思えます。

○西村委員長 この点については重要な点ですので、時間が限られていることと、人員も限られていることがあって、全てについて網羅的にやっているわけではありませんので、もしお気付きの点がありましたら、どんどん政策統括官室のところに御指摘いただいて、適切な対応をする形にいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

北海道胆振東部地震が9月6日に発生してから2か月となります。この地震や台風、豪雨災害等によって被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、お亡くなりになった方々に対しては、改めて哀悼の意を表させていただきたいと思えます。

統計委員会としては、今後も被災地を含む我が国の置かれた状況をできるだけ的確に把握し、適切な政策を実施できるよう、調査の実施において、被災された地方公共団体の皆様と十分に連携・調整し、今回のような現実を踏まえた対応をする必要があると考えています。

また、今回のように調査対象、調査方法、調査時期等に特別の取扱いを行う場合には、その内容や当該地域のデータの集計上の取扱い等を結果の公表に併せて分かりやすく情報提供することや、公表期日を変更する場合には、事前にその旨を公表することが重要であると考えます。各府省統計幹事の皆様におかれましては、このような点についても留意して適切に御対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

4月の本委員会で、私から事務局に、障害者統計に関して国際的な動向や諸外国の取組状況の把握をお願いしたところであります。その状況について、事務局から御説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、お手元の資料番号7を御覧願います。障害者統計について、私から国際的な動向などにつきまして報告させていただきます。

本日の報告の内容ですが、1ページおめくりいただきまして、ページ番号1、目次を御覧ください。3点報告させていただきます。1つ目が、国内の取組状況について改めて紹介させていただきます。続きまして、国際的な調査事項で、標準的に示されている調査事項の内容について紹介いたします。それから、3番目といたしまして、外国のケーススタディといたしまして、2つの事例の紹介をさせていただきます。

まず、早速、国内の取組状況です。ページ番号2を御覧ください。平成31年度予算概算要求に向けた提言として、障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟から要望書を頂戴しています。

この内容のポイントですが、2ページの右、枠囲みのローマ数字にⅢの提言の内容、1、具体的項目を紹介いたします。その行の3行目、以下の具体的取組を要請するとされていまして、1つ目が、総務省、内閣府、厚生労働省等による協議の場を構築し、その協議の場において、以下の取組についての検討並びに統計制度全般を所管する総務省及び各種統計を実施する省庁における対応のフォローアップを行うことが、3点示されています。

1つ目が、まず、上記の障害指標の在り方を踏まえた国内プレ調査を実施、条約批准の統計調査状況を把握するための研究を実施する。

2つ目が、これを踏まえ、どういった調査で障害者の実態を把握することが効果的であるかを検討し、障害者の雇用と就労についての総合的な実態を把握できる統計調査を実施する。

3つ目といたしまして、上記の検討の際、国民生活基礎調査等の基幹統計調査の質問項目の追加を軸に検討すること。その際、国連統計委員会やワシントングループの考え方に沿って進めることとされています。

ロードマップといたしまして、平成30年、今年は検討会を設置し、障害指標の在り方の検討を行うとともに、平成31年度に国内プレ調査と他の条約批准国の研究を実施するための準備、予算要求を行うとされています。平成31年に国内プレ調査と他の条約批准国の研究を実施する。2020年度以降、国内プレ調査の結果、そのほかの研究を踏まえて、どういった調査で障害者の実態を把握するかを検討し、2022年度に障害者権利条約やSDGsで求められている統計データが継続的に取得可能な障害者の雇用と就労についての総合的な公的調査を開始するため、2021年度に予算要求をすべく準備を進めることが要望としてなされております。

これに対しまして、次のページ番号4ですけれども、統計委員会では、7月20日に「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」を出しています。このポイントといたしましては、ページ番号で4の右端の公的統計の整備について下線を引いています。「統計調査、統計に関連する事業及びそれらに

携わる体制を確保する上で必要な統計リソースを確保することとし、特に以下のような取組について重点的に配分する必要がある」として、次のページを御覧いただくと、赤枠で囲っていますが、「障害者統計に係る試験調査の実施」について、しっかりと統計委員会でも応援をしています。

本資料には掲載していませんけれども、議連のロードマップに沿って、また、その統計委員会の建議に沿って、来年度予算要求を内閣府において行っていることを申し伝えておきます。

続きまして、国際的な標準的な調査事項について幾つか紹介したいと存じます。7ページを御覧願います。こちらの調査事項は6つありますが、これがワシントングループで示されたショートクエストです。簡単に申し上げますと、1番目が、眼鏡をかけても見えにくいですか、2番目が、補聴器を付けても聞きにくいです。3番目が、歩いたり階段を上ったりすることが困難ですか、4番目が、集中したり思い出したりすることが困難ですか、5番目が、体を洗ったり服を着たりすることに何か困難はありますか、それから、6番目が、通常使う言葉でコミュニケーションをとったり理解したり、理解させたりすることに障害がありますか、といった非常にシンプルな質問が提示されております。

続きまして、8ページを御覧願います。これは、WHOが健康や保健に関する評価を行うためのマニュアルを出してございまして、その中にとられている障害関係の調査事項となります。12ほど選ばせていただきます。例えば、1つ目のS1として、30分立っていられますかとか、S4で、共同体に参加したりすることに問題はあるかといったこと、S6では、10分間の集中、それから、ワシントン条約とワシントングループの調査事項と非常に似ていますけれども、S8として体を洗ったり、S9として服を着たりするといったものも選択されています。

1ページおめくりいただきまして、ページ番号9を御覧願います。こちらは、ワールドバンクから示されています標準的な調査事項で、3ページにわたって非常に大部になるものが示されています。全て割愛させていただきますけれども、一部ワシントングループが示したものとWHOが示したものとかがぶってございまして、その辺を紹介しますと、9ページの下段、Module 4000のB4001ですけれども、先ほど示したWHOのマニュアルにある、1キロ歩けますかという、これもほぼ重なっている質問が選ばれています。それからB4010、下から3番目ですけれども、これは先ほど言いました、コミュニティに入ったりすることができるかどうかといったものが重複して選ばれています。

それから、10ページ目を御覧願います。B5002からB5006は、ほぼワシントングループで示されている調査事項が掲載されている状況となっております。国際的にはこのような標準的な調査事項が幾つか示されているとの紹介です。

それから、ページ番号12を御覧願います。次は3番目の御報告で、外国のケーススタディについて幾つか紹介いたします。1つ目が米国で実施されておりますアメリカン・コミュニティ・サーベイです。これは、毎年行われている調査で、調査対象が約350万人程度の調査と承知しています。この調査票ですけれども、まず12ページ目ですが、個々人に

ついて名前や出身国や人種など、これがパーソン1からパーソン5まで。それから、パーソン6からパーソン12については、簡易なものを調べて御記入いただくものです。

1ページをおめくりいただきまして、次にハウジングの関係、詳細は割愛させていただきますが、これが13ページから14ページ目の前半に、3ページにわたって大部に聞いていくといった調査事項が並んでいます。その次にパーソン1からパーソン5まで、それぞれ個人について幾つかの調査事項が並んでいます。

ページ番号15を御覧願います。この大部にわたる調査事項のごく一部に、項番17といたしまして、ヒアリング、先ほど言ったワシントングループの聞こえますかといった質問があったと思いますが、こちらに準じた質問。続きましては17の見えるかといった視力に関する質問。18番目として、ワシントングループの集中したり思い出したりするといった質問。それから、歩いたり階段を上ったりすること、服を着たり洗ったりすること、ワシントングループに準じた質問を5つほど並べまして、19番、これはワシントングループには準じていませんけれども、1人でもアクションをとったりすることが、ビジット、訪れたりすることができるかといったことを聞いています。これをパーソン1から、16ページの下に少しだけ記載してありますが、パーソン2からパーソン5も同じように質問をしていく調査事項です。この中でワシントングループに準拠した調査をしているとの報告です。

続きまして、もう1つの事例といたしまして、ヨーロッパのハーモナイズド・ヨーロピアン・タイムユース・サーベイの事例を紹介いたします。17ページを御覧願います。ユーロスタットでタイムユース・サーベイの標準的なマニュアルを示してしまして、この中のクエスチョナリーが、マニュアルは206ページになりますけれども、ハウスホールド・クエスチョナリーとして71ページから84ページまで、質問番号として平成元年から平成20年までを世帯の調査事項。続きまして、85ページから104ページは、項番でいきますとI1からI42までが個人の調査事項、このうちヘルスで4つほど調査事項が関連しております。そのほかに、日記として調査事項があります。

この中のヘルス部分だけを次の18ページに紹介しています。I30からI33までです。Iの30は、一般的な健康状態について聞く、I31が、慢性の身体的・精神的健康上の問題や病気、そして最後ですけれども、オア・ディスアビリティと、障害などはありますかと聞いています。それから、I32で、そのような慢性の身体的・精神的健康上の問題や病気、それからディスアビリティですから、障害で日常生活に支障がありますかということも聞いています。I33はその程度を聞いてまして、こちらで確認いたしましたところ、このハーモナイズド・ヨーロピアン・タイムユース・サーベイ、一般のマニュアルを出して、これに準じているところとして、ドイツは調査していないことが分かっています。フランスとイギリスは、この調査事項に準じて3問ほど調査をしていて、その事例を紹介いたします。

1ページおめくり願います。フランスは、タイムユース・サーベイで平成22年のものです。これは、おおむね対象が1万2,000人程度で、フランスは10年超ごとにこの調査をローリングさせているようなことで、対面方式のインタビューです。この中にヘルスに関して調査してまして、こちらが20ページになります。クエスチョナリーで3つほど上げ

ています。ほぼヨーロッパのユーロスタットに準じた調査事項となっておりますが、言葉としてディスアビリティという言葉が入っていないことがポイントかと思っています。それから、例えば、Q170番では、長期の病気や健康問題など、そのような少し限定を入れる言葉が入っていることが見受けられます。

続きまして、フランスの次にイギリスの事例です。イギリスのタイムユース・サーベイ、これは平成26年から平成27年のものですが、その前回は平成12年に行われたものと承知しています。マニュアルを見る限り、調査対象は5,500人となっておりまして、それと少し下に記載してありますが、ユニバーシティ・オブ・オックスフォードと記載してありますが、大学が実施している準国家統計との位置付けではないかと承知しています。

この中の質問の中で、幾つかそのまま記載いたしますが、真ん中にある一般的な健康状況を確認した上で、下から2番目の問いですけれども、これまで4週間であなたは病気、障害、ディスアビリティという言葉はこの調査票にはきちんと入っているということ、あるいは、その障害あるいはけがのために通常行うことのいずれかを減らさなければなりませんでしたかとの質問があること、それから、次の質問ですが、今後1年以上続くと思われる健康上の問題や、明らかにディスアビリティという言葉が入っていますので、障害はありますかとの質問としています。

これらは、ワシントングループの調査票に準じていますが、健康ということで広く障害も含めて把握をしている事例として紹介いたしました。

最後に、このようなヨーロッパの調査票やアメリカの調査票、ヨーロッパの調査票、そのパーツだけ抜いていますけれども、問の番号をみていただいたりマニュアルをみていただいたりしたら分かると思いますが、非常に膨大、分厚い冊子を配って、その中のごく一部でこのような障害を調査しているとの事例があることを最後にお伝えして、私からの報告といたします。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がありますか。どうぞ、白波瀬委員。

○白波瀬委員 いろいろお調べいただきましてありがとうございました。

今、先ほどあったと思うのですけれども、障害者統計の重要性については、誰も否定できるものではないのですが、これは、大きな健康という概念でやられている場合と、障害に特定してポイントを決めて調査されている場合とあるので、問い方もかなり違ってきますし、少し引き続き情報提供していただくと大変ありがたいです。

○西村委員長 ほかにありますか。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 今の白波瀬委員のお話ですけれども、確かに国民生活基礎調査でも、現在健康上の問題で日常生活に何か影響がありますかということで、日常生活動作、あるいは外出、仕事・家事・学業、運動、その他の項目がありますけれども、これと比較してどうなのかとの御報告と思ってよろしいでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今回の国民生活基礎調査とはこれを切り離して、比較といいますか、今説明がありましたように、議連からの提言に基づ

いて、今内閣府をはじめとする関係省で、まずニーズを固めていきたいと思います。その上で、今予算要求をしております来年度以降の調査研究をしまして、さらに、その上、関連する統計調査において導入、実装が可能であれば検討していこう、段階を追って検討を進めていこう、その中の1つの例示として国民生活基礎調査も上がっていますので、国民生活基礎調査だけをターゲットにしたものではありません。

○永瀬委員 そうだとは思っておりましたけれども、念のため、確認させていただきました。ありがとうございました。

○西村委員長 いかがでしょうか、ほかに。

今回の報告では、諸外国の対応も様々であるので、調査結果をどのような目的で利用するか、それから、そういう点ではEBPMという観点からの検討も必要と思われます。特に議連の関心からいっても国際的な比較可能性の観点からの検討も必要かと思えます。

関係府省において具体的な検討を進められているとのことですので、統計委員会としてもこの検討状態を注視していくことにしたいと思います。関係府省の方々は、検討状況について、適宜本委員会にも情報提供をお願いいたします。そのような形で、ここである種の全体がどういうふうに動いているかをきちんと把握して、こちらに対する有効な対応ができるように、特に議連に対しての、これは超党派議連ですから、この超党派議連に対しての対応も非常に重要なことだと思いますので、そのようなものを含めて考えていきたいと思えます。それから、政府内の検討状況について動きがあったときは、適宜、できるだけ早く御報告をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、「『国が実施する統計調査に関する提案』の状況」について、事務局から御報告をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 引き続き私から報告させていただきます。資料8-1と8-2を御覧願います。

基本計画、それから統計改革推進会議の報告では、報告者の声、負担等の意見について募集をかけまして、統計委員会でその対応方策について公表するとともにフォローアップをかけていくとの取組が記載されています。今回は、その取組の最初の報告です。資料8-1と8-2がありますけれども、8-2が全て提出された意見でして、字が小さくて恐縮ですけれども、提示させていただいております。本日は、こちらをまとめました資料8-1を用いて報告いたします。

資料8-1、1ページ目を御覧願います。まず、提案の受付状況ですけれども、総務省としてホームページを3月30日に開設いたしまして、これまで9月30日までの意見を今回は提示しています。提案者数は10名で、提案件数は15件です。このうち※で右に記載してありますが、2件は司法統計に関するものでしたので、裁判所に送付いたしまして、正式にこちらで受け付けて回答を作成したものが13件となります。

この内訳ですけれども、報告者負担の軽減に関する提案が4件、我々としては報告者の負担軽減を提案願いますとしておりますが、ニーズに関するものが9件ありました。意見については、統計種別に御指摘いただくようお願いして、基幹統計に対するもの

が6件、一般統計に関するものが6件、それから、業務統計に関するものが1件でした。これらのものにつきましては、各府省に回答を作成いただいたところです。

その対応状況の分類ですけれども、我々として、回答の状況に応じて区分をマーキングしています。分類1としましては、対応済み、もしくは前向きに対応で、これは13件のうちの5件でした。分類番号の2が検討の余地ありで、こちらも5件。それから、対応困難といった回答が3件でした。それぞれ分類1、2、3につきまして代表的な事例を紹介いたします。

2ページを御覧願います。まず、対応分類1の事項ですけれども、1つ目が、経済産業省と総務省の企業活動基本調査、工業統計調査、経済センサスに対する要望でした。要望内容は3つありまして、1つ目が、調査の統合を進めてほしいこと。2つ目が、調査の対象期間が暦年や年度に様々設定されているので、年度ベース又は決算ベースに合せてほしいこと。3番目といたしましては、基礎的な調査事項については、共通で自動的に使用できるようにしてほしいとの御要望でした。

これに対する担当府省の回答ですけれども、1つ目ですが、まず工業統計調査、名指しですので、工業統計調査につきましては、公的統計基本計画で2020年の調査企画時まで、経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得ることとされておりまして、また、同計画で経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査の役割分担重複是正について検討するとされていますので、今後しっかり検討していきますとの回答です。

2つ目の、調査対象期間ですが、企業活動基本調査は年度単位、ただし年度が困難な場合は最寄りの決算期で御記入いただけることとなっています。経済センサス活動調査、工業統計調査は、国民経済計算などをターゲットとしていることから、原則、暦年となっています。ただし、暦年で記入できない場合は、当該前年を最も含む決算期間について記入することとしていますので、そのため、企業の御事情により、対象期間を年度単位又は決算期として御回答いただくことが可能との回答となっております。

3番目の、企業の基礎的情報についてですけれども、企業活動基本調査では、名簿情報については調査票にプレプリントし、変更があった場合のみ記入するようにしています。他調査との関係では、毎年、総務省の事業所の母集団データベースに調査結果を提出して情報の更新を図るなどの対応をしていること、それから、他の調査と重複する項目については、二次利用手続によって、科学技術研究調査等など、それから法人企業が該当すると思えますけれども、このようなものから情報の提供を受けて記入不要とするなど、負担軽減を図っていること、それから、経済センサス活動調査及び工業統計調査についても、事業所の名称、所在地等の基礎的な情報を調査票へプレプリントするとともに、調査結果は他の統計調査の母集団情報として広範に活用されることなどを通じて記入者負担の軽減を図っているとの回答でございます。

それから、2つ目ですけれども、総務省と経済産業省に、サービス産業動向調査、企業活動基本調査、情報通信基本調査、海外事業活動基本調査につきまして提案されております。これはウェブの回答に関してですけれども、ウェブでの回答が非常に重くて操作しづらく、回答後のPDFを開く場合もマクロが動作するためか、クラッシュして開かないこ

とが多々ありますとのことで、結論は、ブラウザで回答できないか、それから、海外事業活動基本調査では、言葉を中国語の調査手引きがあると助かりますとの要望が寄せられています。

これに対しまして、総務省の回答は、サービス産業動向調査において、ブラウザで回答できるように平成31年中のHTML形式の調査票の導入に向けて現在検討を進めていること、経済産業省では、記入者の負担を考慮し、平成30年の調査よりPDFからExcel形式に変更して利便性を高めました、HTMLの調査形式の作成については、今後検討いたしますとの回答です。また、調査手引きの外国語版につきましては、日本語、英語、中国語版を作成しておりますが、中国語版についてはホームページのみとしていることで回答いただいています。

次のページへおめくり願います。次が、対応の検討の余地ありとのことで、経済産業省の工業統計調査、資本財調査が挙がっています。提案の内容ですけれども、工業統計調査については、工業統計調査と生産動態統計、月報に関し、品目の番号と品目名が若干異なっていて、統一していただけるとありがたいと、このような要請、それから資本財調査、これは産業連関表の構造調査になりますけれども、工業統計調査や月報と品目番号を統一していただけるとありがたいと、このような要請です。

これにつきましては、検討の余地ありとの回答をいただいております、工業統計調査については、公的統計基本計画で示されている報告者の負担軽減・抑制を踏まえて、調査結果の継続性の観点も留意しつつ、検討してまいりますとお答えいただいています。それから、資本財調査につきましては、いろいろ個別の事情があることを丁寧に御説明いただいた上で、品目名及び品目番号については、産業連関表の部門名称、品目例示から適切な名称を設定し、品目番号は産業連関表のコード順に連番で付けている現状ですが、報告者負担の軽減の観点を踏まえ、検討してまいりますと回答いただいております。

最後が文部科学省の学校基本調査です。こちらは、端的に、全国特別支援学校長会から、6月に結果が欲しいとの要望でして、こちらにつきましては、文部科学省からも丁寧に調査の現状や理由を御説明いただいた上で、5月の実施で8月に速報を出していると、これがもう最速です、困難であると御丁寧に回答いただいています。あと、調査時期をずらすことについても継続性の観点からなかなか難しいと非常に丁寧に御回答いただいています。

最後に、事務局といたしましては、非常に各府省に丁寧に対応いただけたと思っておりますし、事務局の事前調整に真摯に各府省も御対応いただけたと思っておりますので、この場を借りて御礼申し上げます。

私からの報告は以上となります。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問、御意見等がありますか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 ありがとうございます。

半年で13件という件数についてですけれども、この目安箱のような仕組みを、もう一段、周知するような工夫があればもっと増えるのではないかと思います。例えば、報告者の意見を集めるということでしたら、調査票の後ろにとか、あるいは、オンライン調査のクエ

スチヨネアの後ろにURLみたいなものを入れるとか、そういうものがありますとアナウンス効果が高まると思います。調査票に記入するときに、一番、意見が出やすいと思いますので、誘導できないかと思います。

もう1つは、意見に対する回答を丁寧に記載いただいているのでありがたいと思います。特に対応できない場合ですが、できない理由も大事なのですけれども、何か付加的な、代替方法がありますとか、このような回答の仕方でもいいですよというような、少しプラスアルファの情報があると、投稿した人にとっては効果を感じるのではないかと思います。

○上田総務省統計委員会担当室次長 承知いたしました。

○西村委員長 ありがとうございます。

○上田総務省統計委員会担当室次長 今回の件数につきましては、事務局としても提案募集の制度の説明のため、各団体を回ったりしながら、提案募集の制度の説明を行い、意見があれば出してほしいなどの努力をさせていただいたつもりでございますが、13件となっています。我々、この件数に決して満足しているわけではなくて、もっともっと多くの意見を出していただきたいと思っていますので、今、野呂委員から御指摘をいただいたような方法、様々な方法を考えながら、より有意義な意見を多く出していただけるよう努力したいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、この回答の内容で統計委員会のホームページにおいて公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今後ある程度提案がたまったところでまた御報告をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、冒頭の議題であった各部会報告のうち、産業統計部会で審議されている諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」に関する審議について、河井部会長から御報告をお願いいたします。

○河井委員 お疲れのところ申し訳ありませんが、追加の報告をさせていただきます。

10月1日と18日に開催された産業統計部会における農業経営統計調査の審議状況について、資料2に基づいて報告いたします。今回の変更事項は多岐にわたりますので、18日に開催された2回目の部会は3時間、次回も3時間予定されております。

まず、資料2の1ページ目、「調査対象の属性的範囲の変更」についてです。本調査は、営農類型別に経営体の経営状況を把握する経営統計調査と、農産物の生産に係る費用を把握する生産費調査の2種類の調査から構成されております。今回の変更では、資料の5ページの別紙1のとおり、現行の経営統計調査における調査対象区分につきまして、世帯により農業経営を行う個別経営体の中の法人格を有する経営体、一戸一法人を、見直し案のとおり、農事組合法人や会社組織の経営体である組織法人経営体と統合し、法人経営体として区分するよう変更する計画です。

これに対して、これまでの調査結果との時系列比較も可能とするため、公表時に今回の区分変更に係る丁寧な説明を行うとともに、従前の個別法人経営体（一戸一法人）としての区別による結果も併せて提供するよう、求めることとしました。

次に、「（２）報告を求める者の変更」につきましては、全ての抽出階層における目標精度の設定や、大規模階層区分の細分化、経営統計調査における法人経営体及び生産費調査における組織法人経営体の報告者数の拡充等を行う計画です。

これにつきましては、今回の変更自体は適当としましたが、経営統計調査における法人経営体について、大規模階層における農業粗収益の分散が大きくなる懸念があることから、事後の精度検証の結果を踏まえ、標本設計の見直しの余地があれば、見直しを検討すること、また、５年ごとに実施される農林業センサスの結果をベンチマークとする推計方法につきましては、昨今、個人経営体が年々減少傾向にある状況の中で、ベンチマークを切り替えた際に調査結果に断層が生じないよう、調査結果を踏まえ、推計方法の妥当性について検証・検討することについて指摘があり、今後の課題として整理する方向で検討することといたします。

次に、「（３）報告を求める事項の変更」のうち、調査票の構成の見直しにつきましては、これまでの日々記入する現金出納帳と作業日誌、また、年１回提出する経営台帳の３種類の調査票を廃止し、作成する統計に対応して、個人経営体用と法人経営体用の２種類の経営統計調査票と、農産物等の品目等により区分した１６種類の生産費調査票を新設する計画です。この調査票の見直しは、今回の一番の大きな変更ポイントとなっております。

一方で、個人経営体におきましては、年間労働時間の記入に必要な作業記録を作成しているとは限らないことから、調査票記入に当たって参考として活用してもらうために、資料の６ページの別紙２にあるような補助表を作成・配布することとしております。しかしながら、この補助表は調査票とは位置付けられていないことから、報告者に紛れが生じないよう、様式の変更の下にある囲みの部分のとおり、提出を求めないことや、調査票への転記のためのメモであることを明示するよう求めることとしました。

また、今回の調査票の見直しについては、結果数値にも影響を及ぼすことも懸念されるほか、本調査は、本来、農林業センサスを母集団情報として５年間標本を固定する中、今回はその途中段階での変更となることから、次回の標本選定替えまでに調査結果の検証・分析結果や利活用状況を踏まえ、より有用な調査となるよう、調査票の構成や調査事項についてしっかりと見直しや検討を進めるようにとの指摘があり、今後の課題として整理する方向として検討することとしました。

なお、この指摘や、先ほど説明した今回の変更に伴う丁寧な情報提供につきましては、これから説明する個々の調査事項の変更にも共通いたしますので、以下での説明では省略させていただきます。

次に、個々の調査事項の変更につきましては、修正等の指摘があったものについてのみ簡潔に説明させていただきます。

まず、経営統計調査の調査事項のうち、「ア 現況、損益計算書、貸借対照表を把握する調査事項の新設・再編」については、資料の７ページの別紙３のとおり、個人経営体用

の調査票の損益計算書において、当初案では、交際費と市場手数料を特掲して把握することとしておりました。これは、従前の調査結果との接続性を保つために、これまでの本調査において経費から除外していた部分を把握し、その影響を分析することを目的としたものですが、当該経費の把握が目的であるかのように無用の誤解を生じさせないように、資料の8ページのとおり、それぞれ雑費と荷造運賃手数料の内数として把握する形に変更を求めるとしました。

なお、この損益計算書及び貸借対照表に関しましては、諮問時の統計委員会において、建築構築物や農機具等を資産として計上することに対し、その減価償却費を計上していないのではないかと御質問を宮川委員からいただきました。調査実施者からは、その際、口頭で損益計算書の経費のところで計上している旨の回答があったところですが、本資料の8ページの左側の経費の欄において、上から3つ目のところで、建物や農機具等の減価償却費が確かに計上されていることを確認いたしましたので、報告いたします。

次に、また前に戻りますが、資料の2ページ目の「イ 事業収支の概要・事業経費、投資と資金調達の状況等を把握する調査事項の再編」につきましては、今回の変更は適当としましたが、個人経営体用の調査票における農業以外の事業収支の項目については、報告者負担の軽減等も勘案し、引き続き把握する必要性を検討することについて指摘があり、今後の課題として整理する方向です。

次の「ウ 生産概況、農産物収入及び農作業受託収入等を把握する調査事項の再編・充実」については、農業生産関連事業収支を把握する調査事項における事業区分として、その他の区分を追加して、農業生産関連事業の収支の全体を把握できるように求めることとしました。

続きまして、生産費調査票の調査事項の変更についてです。まず、「ア 経営土地、世帯員数と農業就業者数、認定農業者数の状況を把握する調査事項の再編」につきましては、個別経営体用の生産費調査票のうち、経営耕地面積を把握する調査事項における耕地区分欄を、調査内で紛れが生じないように、経営統計調査と同様の区分表記に修正するよう求めることとしました。

イ以下につきましては、3ページのエとオは適当と整理したものの、2ページ下のイ及びウの変更欄の一部につきましては、調査実施部局で改めて整理することとなり、次回第3回部会で引き続き審議する予定です。

最後に、今後の予定ですが、次回第3回目の部会は11月1日に開催する予定としており、できましたら、次回第3回部の部会で一通りの審議を終えて、答申案の整理の方向について合意を得たいと考え、次回も3時間審議を予定しております。その後は、書面審議も活用しながら来月の11月の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、何か御質問等がありますか。

この農業経営統計調査につきましては、諮問時の本委員会において、作業日誌や現金出納帳を日々記入する方式から、年間分をまとめて記入する方式への変更を計画していると

ということで、報告者の記入負担や結果精度に影響が生じるのではないかとこのことで、慎重な審議をお願いした経緯がございます。

ただ今の御報告では、日々十分な記録を残していない報告者に対しては、整理補助表を配布するとともに、丁寧な記入支援を行うなどの対応を講じることですので、結果精度への影響は大きくないものと考えます。

ただし、今回の変更は、日々記入から年間記入への移行が変更計画のポイントとなっていますので、この補助表が実質上の調査票、つまり記入の義務が生じるようなものであると捉えられると、何も変わっていないではないかと言われかねません。このため、補助表の配布・利用に当たっては、このような疑念が生じないように留意していただきたいと思っております。

それでは、残された審議事項も多いようですが、引き続き効率的な審議をお願いしたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○**櫻川総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は、11月22日、木曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め詳細につきましては、別途、連絡いたします。

○**西村委員長** 以上をもちまして、第127回統計委員会を終了いたします。